

第2種低層住居専用地域における建築可能な用途(34条12号区域)

法令		用途			
第1号	建築基準法別表第2(イ)	第1号	住宅(一戸建ての専用住宅)		
		令第130条の3	兼用住宅	事務所	左記の用途部分の床面積が50㎡以下かつ延床面積の1/2未満
			店舗(日用品販売)、食堂、喫茶店		
			理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など		
			洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店など(原動機0.75w以下)		
			パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など(原動機0.75w以下)		
			学習塾、華道教室、囲碁教室など		
			アトリエなど		
	第3号	共同住宅、寄宿舎または下宿			
	第4号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館など			
	第5号	神社、寺院、教会など			
	第6号	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームなど			
	第7号	公衆浴場			
	第8号	診療所			
第9号	巡査派出所、郵便局、支庁、支所、老人福祉センター、児童更生施設など				
第2号	令第130条の5の2	第1号	店舗(日用品販売)、食堂、喫茶店	用途部分150㎡以下 (延床面積)	2階以下
		第2号	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など		
		第3号	洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店など(原動機0.75w以下)	用途部分50㎡以下 (延床面積)	
		第4号	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など(原動機0.75w以下)		
		第5号	学習塾、華道教室、囲碁教室など	用途部分150㎡以下 (延床面積)	
第3号	前各号の建築物に付属するもの。建築物付属自動車車庫(1階以下、600㎡以下)				

…… 建てられる建築物